

# ごみ処理総合施設整備基本計画の概要

～循環型社会の形成に向けて～

近年、地球規模での環境対策が求められる中、ごみ処理については循環型社会の形成に向けた取り組みが推進されています。こうした観点から、御殿場市・小山町広域行政組合においては、可燃ごみを燃料として有効利用するための御殿場・小山RDFセンター（平成11年3月竣工、150t/15h）を整備し処理してきましたが、その一方で処理に多大な経費を要することが大きな課題となっています。そのため、御殿場市・小山町広域行政組合では、さらなる循環型社会の形成に向けて、既存のごみ処理施設に替わる新たな**ごみ処理総合施設（可燃ごみ処理施設、再資源化施設（リサイクルセンター））**の整備を推進しています。



新たな可燃ごみ処理施設のイメージ

## 副生成物のリサイクル及び熱エネルギーの利用（可燃ごみ処理施設）

新たに整備する可燃ごみ処理施設は、「循環型社会の形成に貢献できる施設とする」ことを施設整備の基本方針とし、できるだけ副生成物のリサイクル及び熱エネルギーの利用を図るものとしします。

### ◆副生成物のリサイクル

可燃ごみ処理施設は、処理方式の違いによって、焼却灰またはスラグ等の副生成物が発生します。これらの副生成物は、環境負荷を低減する観点から、できるだけセメント原料、アスファルト舗装やコンクリート二次製品の細骨材としてリサイクルします。

### ◆熱エネルギーの利用

可燃ごみの焼却に伴って発生する熱エネルギーは、施設の稼働上必要となる電力、冷暖房、給湯等に利用します。

## コミュニティ機能の充実（再資源化施設（リサイクルセンター））

新たに整備するごみ処理総合施設は、「循環型社会の形成に貢献できる施設とする」及び「住民に親しまれる施設とする」ことを施設整備の基本方針としていることから、再資源化施設（リサイクルセンター）については、不燃・粗大・資源ごみの処理を行うとともに、環境学習機能とふれあい機能を備えた総合的なコミュニティ機能の充実を図ります。

### ◆環境学習機能

住民が地球環境問題や身近なごみ問題等を含め、環境に対して幅広く学ぶことができるように環境学習の情報の発信源となることを目指します。

### ◆ふれあい機能

少子高齢化の中で世代や性別を問わず、御殿場市・小山町の住民が交流し、楽しみながら健康増進に役だてたり、ふれあうための場を提供することを目指します。

## 施設整備のスケジュール

年 度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
可燃ごみ処理施設		計 画			建 設			稼 働	〰〰
再資源化施設 (リサイクルセンター)					計 画		建 設		稼 働

《問合せ先》

御殿場市・小山町広域行政組合 施設課 電話 0550(82)4634 FAX 0550(84)0515

## ■ 施設整備の基本方針

新たに整備するごみ処理総合施設は、環境と安全に最大限配慮し、循環型社会形成のシンボルとして住民に親しまれる施設づくりを目指すものとします。

### ◆環境保全に最大限配慮した施設とします

技術的に可能な限り廃棄物の無害化を図るなど、環境負荷の低減や施設周辺の生活環境の保全に努めた施設の整備及び運営を目指すものとします。

### ◆循環型社会の形成に貢献できる施設とします

循環型社会を構築するためには、第一にごみの発生を抑制（Reduce）し、第二に再使用（Reuse）し、第三に再生利用（Recycle）を進め、最後に残ったものを適正処理・処分する廃棄物処理システムづくりを推進する必要があります。そのため、本施設から発生する副生成物もできる限り有効利用し、資源循環と最終処分量の減量化に寄与するとともに、余熱の有効活用についても可能な限り発電等のサーマルリサイクル\*が行われる施設の整備及び運営を目指すものとします。

\*サーマルリサイクルとは、ごみの焼却時に発生する熱を利用して、発電や温水利用することです。

### ◆安心、安全で安定した施設とします

消費生活や事業活動に伴って毎日発生する一般廃棄物の処理に支障をきたすと、生活環境保全面に重大な影響を及ぼすこととなります。特に、施設の周辺住民に対して、過度の不安感と不信感を与えることにもなります。そのため、実績に基づき安心、安全で安定した施設の整備及び運営を目指すものとします。

### ◆ライフサイクルコストが低廉な施設とします

本事業の実施にあたっては、民間事業者の持つノウハウ等を活用することなどにより、建設費だけでなく運営費も含めたライフサイクルコスト\*が低廉な施設を目指すものとします。  
\*ライフサイクルコストとは、製品等のライフサイクル（資源・原材料調達→製品製造→輸送・流通→使用→リサイクル/廃棄）の全段階において消費される投入資源やエネルギーなどをコストで評価することです。

### ◆住民に親しまれる施設とします

単にごみを処理するだけでなく、住民が集い、学び、ふれあうことのできる機能「以下「コミュニティ機能」という。）を備えた住民に親しまれる施設を目指すものとします。

## ■ 計画の基本仕様（可燃ごみ処理施設）

位置：折衝中  
敷地面積：約 5.1 ha  
計画処理量：38,430 t/年  
施設規模：143 t/日（71.5 t/日×2 炉）  
処理方式：焼却灰等の資源化（ストーカ炉、ストーカ炉+灰溶融炉、ガス化溶融炉）

## ■ 環境保全計画（可燃ごみ処理施設）

新たに整備する可燃ごみ処理施設は、「環境と安全に最大限配慮した施設とする」ことを施設整備の基本方針とし、万全の環境保全対策を講じるものとします。

### ◆公害防止対策

#### ●排ガス対策

最新の排ガス対策を講じることにより、以下に示すとおり法規制値と比較し大幅に厳しい基準値を遵守することを計画目標とします。

項目	計画基準値	法規制値
ばいじん	0.01 g/m <sup>3</sup> N	0.04 g/m <sup>3</sup> N
硫黄酸化物	50 ppm	K 値=17.5 (約 2,000ppm)
塩化水素	50 ppm	430 ppm
窒素酸化物	100 ppm	250 ppm
ダイオキシン類	0.05 ng-TEQ/m <sup>3</sup> N	0.1 ng-TEQ/m <sup>3</sup> N

注) 酸素濃度 12%換算値

#### ●排水対策

プラント排水については、クローズドシステムにより無放流とします。

生活排水については、合併処理浄化槽により処理し、処理水は河川放流します。

#### ●騒音、振動、悪臭対策（敷地境界線上）

騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、静岡県環境保全条例等で定められた、以下に示す規制基準を遵守するとともに、最新の対策によりできるだけ低減するものとします。

騒音	午前 8 時から 午後 6 時まで	午前 6 時から午前 8 時まで 午後 6 時から午後 10 時まで	午後 10 時から 翌日の午前 6 時まで
	55dB 以下	50dB 以下	45dB 以下
振動	午前 8 時から 午後 8 時まで	午後 8 時から 翌日の午前 8 時まで	
	65dB 以下	55 dB 以下	
悪臭	臭気指数 12 以下		

### ◆周辺環境整備及び建築対策

新たに整備する可燃ごみ処理施設は、周辺環境への影響をできるだけ低減するために以下に示す対策を行います。

- ・収集車の出入については、周辺の道路・交通状況を勘案しながら設定します。
- ・緑地を最大限配置し、緑の中の施設とします。
- ・周辺環境と調和のとれた建築デザインとします。
- ・富士山、箱根外輪山等が展望できるような建物にします。